

「多子世帯の大学無償化」について

令和7年度から始まった「多子世帯の大学無償化」は、授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度です。多子世帯の対象となる方は、所得の制限なく、授業料等の減免を受けることができます(但し資産要件があります)。

支援を受けるには申請が必要です。必ず期日までに申請を行ってください。[募集要項はこちら](#)

申請をする前に制度の概要や支援の内容、申請要件について必ずご確認ください。

目次

[1. 申請要件](#)

- [\(1\)大学への入学時期等に関する要件](#)
- [\(2\)学業成績等に係る基準](#)
- [\(3\)資産基準](#)
- [\(4\)在留資格等に関する要件](#)

[2. 扶養している「子ども」の数について](#)

[3. 授業料等減免額について](#)

[4. 併給調整について](#)

[5. 授業料減免のスケジュール](#)

【1. 申請要件】

多子世帯に該当しても、その他の要件を満たしていない場合には支援を受けることができません。
以下の要件を満たしているか必ずご確認ください。

(1)大学への入学時期等に関する要件※[詳細はこちら](#)

- ①高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
(例)2023年3月に高等学校を卒業→2026年3月31日までに大学へ入学した人
- ②高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含む)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

※大学等を一旦退学した人が中央大学に再入学した場合は、高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から中央大学へ再入学するまでの期間が2年を経過していない人となります。
なお、以前に高等教育の修学支援新制度(JASSO給付奨学金・授業料等減免)の支援を受けていた場合は支援の対象にはなりません。

(2)学業成績等に係る基準

《1年生》

次の①～④のいずれかに該当すること

- ①高校の評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③高卒認定試験の合格者であること
- ④学修計画書の提出を求め、学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

《2年生～4年生》

次の①か②のいずれかに該当すること

- ①在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること
- ②次のa,bいずれにも該当すること
 - a.修得単位数が標準単位数※以上であること
 - b.学修計画書の提出を求め、学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限(4年)×在学年数（小数点以下切上げ）

例)卒業必要単位数が130単位で、申請時4年生の場合(前年度までの成績での判定になります)

$$130 \div 4 \times 3 = 97.5 \rightarrow 98 \text{単位}$$

※①または②を満たす場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には不採用となります。

※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合には、②bに該当することで基準を満たすことがあります。やむを得ない事由がある場合は、罹災証明・診断書等の第三者の証明書類を提出してください。なお、証明書類を提出しても採用になるとは限りません。

(3)資産基準

申込日時点の申請者本人と生計維持者の資産額の合計が**3億円未満**であること。

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等)

※退職金も含まれます。

- ・預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券や投資信託(株式、国債、社債、地方債等)

※少額投資非課税制度(NISA)による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。

- ・満期・解約前掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

(4)在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合)

外国籍の人で、以下の在留資格の方は申し込みができます。

申込を行う際は、「在留資格」及び「在留期限(在留期間の満了日)」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を学校へ提出する必要があります。必要書類は募集要項をご確認ください。

- ・法定特別永住者

- ・永住者

- ・日本人の配偶者等

- ・永住者の配偶者等

- ・定住者

- ・家族滞在

上記以外の在留資格(「留学」等)は支給の対象となりません。

【2. 扶養している「子ども」の数について】

* 申告できる「子ども」の対象者は、生計維持者(原則申込者の父母)のそれぞれが住民税の扶養親族としている人の合算です。
ただし、以下の人は扶養親族であっても対象外となります。

- ・配偶者
- ・尊属の人(申込者の祖父母)
- ・生計維持者よりも年長の人(申込者の父または母が扶養している父または母の兄・姉等)

* 2024年12月31日時点で3人以上の「子ども」が同時に扶養されている必要があります。3人兄妹でも2024年12月31日時点で1人が扶養を外れている場合は多子世帯にはなりません。

* 3人以上同時に扶養されていても、申込者本人が扶養されていない場合は支援対象になりません。

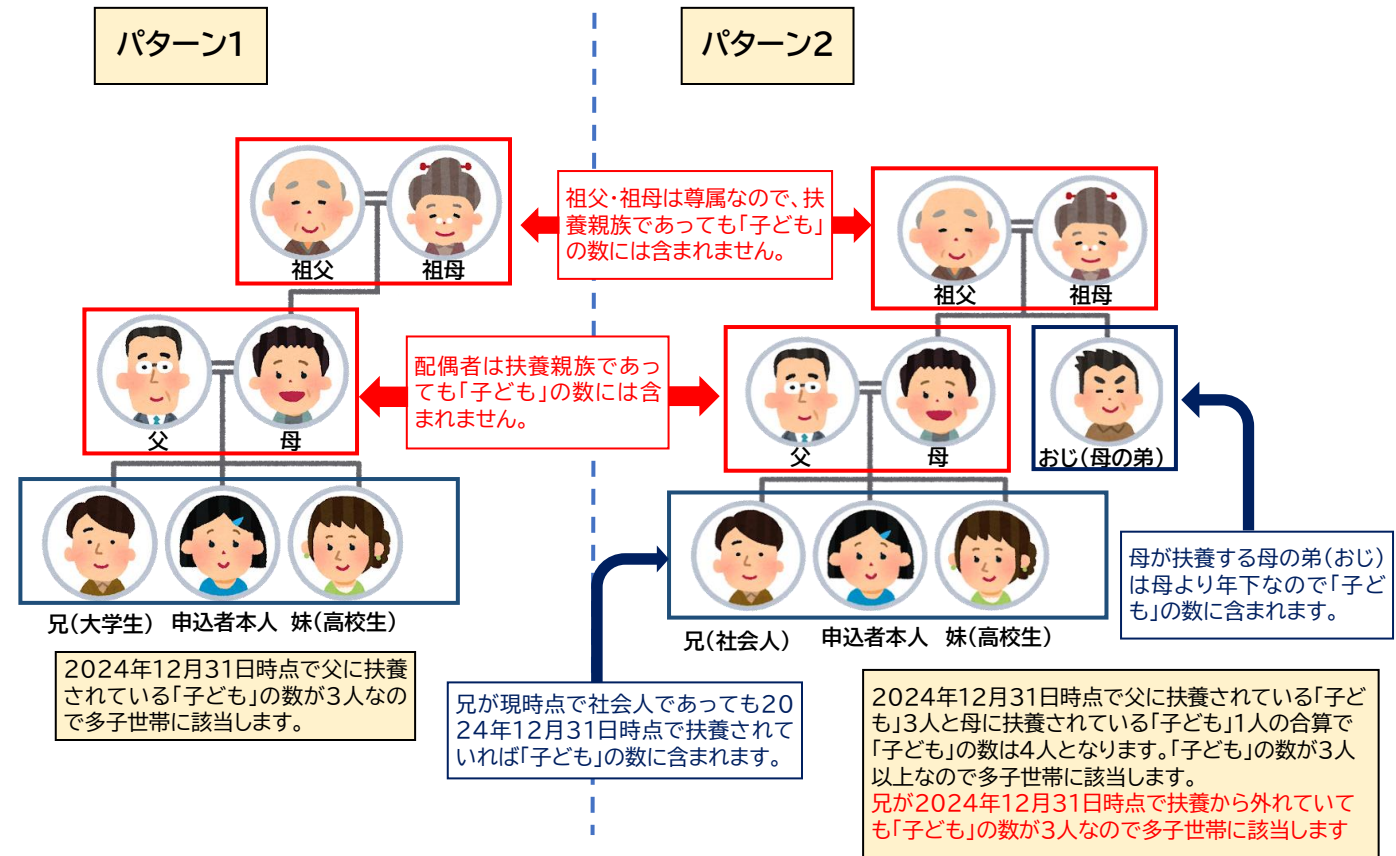
* 申請日時点で扶養を外れていても、2024年12月31日時点で扶養されていれば「子ども」の数に含めることができます。

* 2024年12月31日以降(2025年1月1日～2025年8月31日の期間)に新たに生まれた生計維持者の実子は、「子ども」の数に加えることができます(出生届や母子手帳等の証明書類が必要です)。該当する場合は大学に申告してください。

* 大学院生は現行の給付奨学金制度と同様、対象にはなりませんが、引き続き扶養される場合、「子ども」の数には含まれます。

* 留年した場合、本人の支援は打ち切りとなりますが、引き続き扶養される場合、「子ども」の数には含まれます。

扶養する「子ども」の数は、原則として申請時点で確定している直近の年末時点(2025年秋の在学採用では2024年12月31日)における税情報で、JASSOが確認をします。



【3. 授業料等減免額について】

多子世帯として採用されると以下の支援が受けられます。

・授業料減免(前期35万円・後期35万円)

※二次採用では後期分からの支援となるため、前期分の減免はありません

・入学金減免(1年生前期のみ、上限24万円)

※二次採用は入学金の減免はありません

* 上記の支援に加えて、世帯収入が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に属する場合、それぞれの区分の従来の給付奨学金が支給されます(資産要件上限5,000万円未満)。

なお、家計の判定はJASSO(日本学生支援機構)で行っているため、世帯収入が第Ⅰ区分～第Ⅳ区分に該当するか否かは大学へお問い合わせいただいても回答できません。JASSO(日本学生支援機構)のHPをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/ka-kei/zaigaku.html>

給付額・授業料等減免額は右の表をご覧ください➡

区分 (多子世帯)		支援額	
		JASSO給付 (月額)	授業料等減免
第Ⅰ区分 (多子世帯)	自宅外	75,800	前期 350,000 後期 350,000 240,000
	自宅	38,300 42,500	
第Ⅱ区分 (多子世帯)	自宅外	50,600	前期 350,000 後期 350,000 240,000
	自宅	25,600 28,400	
第Ⅲ区分 (多子世帯)	自宅外	25,300	前期 350,000 後期 350,000 240,000
	自宅	12,800 14,200	
第Ⅳ区分 (多子世帯)	自宅外	19,000	前期 350,000 後期 350,000 240,000
	自宅	9,600	
区分外 (多子世帯)	—	—	前期 350,000 後期 350,000 240,000
	—	—	
※赤字…生活保護世帯			
※青字…入学金 (1年生前期のみ)			
※「支援額」欄のうち、緑色の欄は資産要件の上限額5,000万円未満			
※「支援額」欄のうち、黄色の欄は資産要件の上限額3億円未満			

【4. 併給調整について】

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)と第一種奨学金(無利子)に同時に採用になると、「併給調整」により第一種奨学金の支給額が減額されます。

併給調整後の金額は右の表をご確認ください➡

※多子世帯の支援を受ける場合も第一種奨学金が大幅に減額されるので注意が必要です。

なお、第二種奨学金(有利子)は併給調整はありません。
併給されることで貸与金額が足りない場合は第二種奨学金をご検討ください。

●1子・2子世帯

	給付奨学金(月額)		第一種奨学金(月額)	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300 (42,500)	75,800	0	0
第Ⅱ区分	25,600 (28,400)	50,600	0	0
第Ⅲ区分	12,800 (14,200)	25,300	21,700 (20,000-30,300)	19,200
第Ⅳ区分 (理工農系学部)	—	—	20,000・34,500 (20,000-30,000-44,500)	20,000・30,000 44,500
区分外	不採用	不採用	希望している貸与月額	

※生活保護世帯の月額は()内の金額です。

●多子世帯

	給付奨学金(月額)		第一種奨学金(月額)	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分 (多子世帯)	38,300 (42,500)	75,800	0	0
第Ⅱ区分 (多子世帯)	25,600 (28,400)	50,600	0	0
第Ⅲ区分 (多子世帯)	12,800 (14,200)	25,300	0	0
第Ⅳ区分 (多子世帯)	9,600 (10,700)	19,000	0	0
多子世帯	—	—	0	5,600

※生活保護世帯の月額は()内の金額です。

【5. 授業料減免のスケジュール】

採否の発表は12月10日頃を予定しています。

高等教育の修学支援新制度(多子世帯の大学無償化含む)に採用になった方は、大学に登録の学費負担者宛に12月末までに減免額が反映された振込用紙を発送します。

既に学費納入済みの方は、後日減免額が返還されます。

※申請の不備等により選考に時間がかかる場合は採否発表や振込用紙の発送も遅くなります。